

令和4年5月25日開催

新庄市農業委員会第24回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和4年5月）議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日（水）午前10時

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（18名）

1番	浅沼 玲子	2番	笹 行也
3番	清水 哲夫	4番	間 真一
5番	田宮 成彦	6番	丹 茂
7番	星川 豊	8番	五十嵐 成生
9番	佐藤 啓右	10番	齋藤 謙二
11番	指村 貞芳	12番	三原 康志
13番	高山 光弥	15番	星川 吉和
16番	下山 秀一	17番	星川 秀男
18番	佐藤 喜代志	19番	早坂 浩樹

4. 欠席した委員（1名）

14番 森 良一

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第 83 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 84 号 農用地利用集積計画について
日程第 4 議案第 85 号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 5 報告第 65 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 6 報告第 66 号 農地法第 43 条第 1 項の規定による届出について
日程第 7 報告第 67 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主任	庭崎 佳子	主 事	結城 美緒

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 4 年度新庄市農業委員会第 24 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 18 名です。欠席通告者は 14 番森良一委員の 1 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 24 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 8 番五十嵐成生委員と 18 番佐藤喜代志委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の庭崎佳子さんと

結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第83号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで、下山秀一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31号の規定により退席いたします。
暫時休暇します。

(下山秀一委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第83号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区2件、稲舟地区2件、萩野地区3件、八向地区3件、計10件ご提案申し上げます。
(議案書を基に申請内容を説明。)
なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、5月20日に調査確認いたしました。貸人により相談があったため、当該農地近隣で耕作を行っている借人に依頼したところ、双方合意に至ったとのこと。借賃について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区2番につきまして、5月20日に調査確認いたしました。譲渡人の体調が悪く耕作できないとのことで、妻の弟が所属している農業生産法人である譲渡人と双方合意に

至ったとのことですので。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区1番につきまして、5月20日に調査確認いたしました。譲渡人により相談があったため、当該農地近隣で耕作を行っている譲受人に依頼したところ、双方合意に至ったとのことですので。対価につきましては、双方合意しております。問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区2番につきまして、5月20日に調査確認いたしました。譲渡人により相談があったため、当該農地近隣で耕作を行っている譲受人に依頼したところ、双方合意に至ったとのことですので。対価につきましては、双方合意しております。問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして、5月20日に調査確認いたしました。新規就農関連の農地取得であり、同一世帯内の親子関係でもあるため、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区2番につきまして、5月21日に調査確認いたしました。借人の農業を始めたいとの申し出に、地域内の貸人が協力し、応援しようとの思いから双方合意に至ったとのことですので。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区3番につきまして、5月21日に調査確認いたしました。借人は萩野地区2番と同一人であり、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、5月6日に調査確認いたしました。貸人により相談があったため、当該農地近隣で耕作を行っている借人に依頼したところ、双方合意に至ったとのこと。借賃について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、5月18日に調査確認いたしました。新規賃借権の設定であり、借賃について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区3番につきまして、5月18日に調査確認いたしました。新規賃借権の設定であり、借賃について双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第83号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第83号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(下山秀一委員入場・着席)

○議長

次に日程第3、議案第84号農用地利用集積計画についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第84号農用地利用集積計画について、新庄地区2件、萩野1地区、八向地区1件、計4件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ご苦勞様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました所有権移転1件、賃借権設定、新規1件、再設定2件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第84号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第84号農用地利用集積計画については、原案のと

おり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第85号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第85号農業振興地域整備計画の変更について、議案書に基づきご説明いたします。
(議案書を基に計画内容を説明)
ご審議の程よろしくご願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区1番につきまして、5月19日に調査確認しました。隣に新しい商業施設が建設中であり、長年耕作放棄されている農地でありました。申請者に確認したところ、現在、重機オペレーターは寒河江まで行き、講習を受けなければ免許がとれず、より多くの社内外のオペレーターを育てたいと強い意見がありました。12月までの工期となっているが、なるべく早く7月の完成を目指したいとの意気込みが感じられ、この計画に間違いはないと判断しましたので、宜しくご願ひいたします。

○議長

ご苦勞様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第85号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第85号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第5、報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件、稲舟地区2件、萩野地区1件、八向地区1件、計5件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第66号農地法第43条第1項の規定による届出についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第66号農地法第43条第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件を議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第66号農地法第43条第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第66号農地法第43条第1項の規定による届出については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第67号農地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第67号地目変更登記に係る法務局からの照会について、稲船地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第67号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第67号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第24回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年5月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 五 十 嵐 成 生

議事録署名委員 佐 藤 喜 代 志